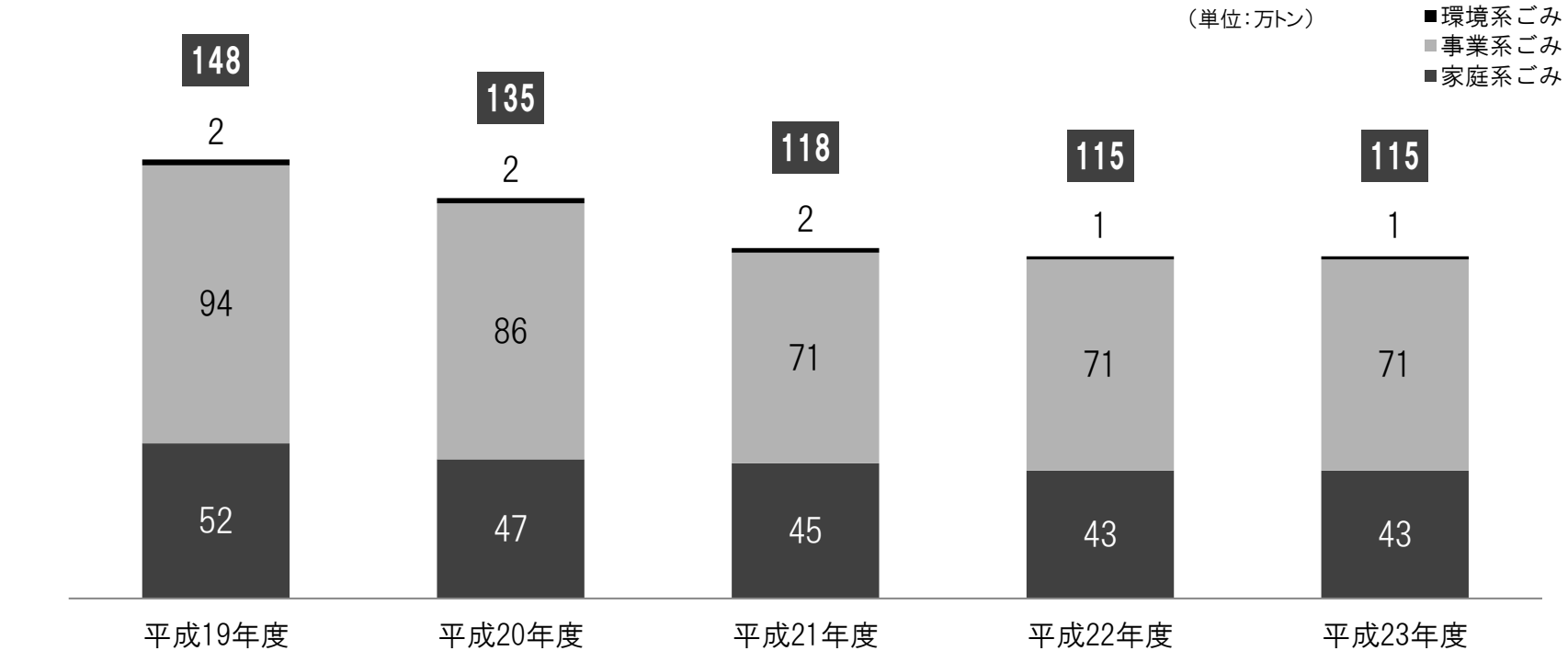


第52回 大阪市廃棄物減量等推進審議会 資料

- ごみ処理量の推移と主な減量施策について 1
- 平成24年度新規施策について 2
- 審議会答申と実施（予定）施策について 3
- 新たなごみ減量目標等について 4
- 資源化可能な紙ごみ等の減量・リサイクルの取組について 12
- 経営形態の見直し検討項目（A項目）《一般廃棄物》について 13
- 「大阪市一般廃棄物処理基本計画〔改定計画案〕」のイメージについて 16

■ ゴミ処理量の推移と主な減量施策



■ 事業系廃棄物の適正区分

- ・ 適正処理に向けた取組 (H20. 8~)
- 「事業系ごみの分け方・出し方」の
市内約20万事業所への配付
- 相談窓口開設、各局・区への説明会 等

- 「中身の見える袋」による
排出指定制度の導入 (H20. 1~)

◆ 平成21年度から平成23年度までに重点的に実施した施策

- 資源集団回収活動の活性化
 - 奨励金の段階的引き上げ (H21. 4~)
 - 各戸回収方式の全市拡大 (H22. 7~)
- 紙パック・乾電池等の拠点回収場所の拡大・情報提供 (H21. 4~)
- 排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進 (H21. 4~)
 - 焼却工場における搬入物検査の強化
 - 搬入不適物排出事業者・搬入業者への個別指導・啓発の実施
- ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ (H21. 4~)

■平成24年度新規施策

1. 新たなごみ減量目標値の設定（4ページ参照）

2. 「大阪市循環型社会形成推進条例」の制定 <平成24年4月1日施行>

循環型社会の形成にあたって、大阪市の基本的な理念を定め、大阪市、市民、事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めました。

市民、事業者、大阪市がそれぞれの立場から、ごみの減量やリサイクル等を自主的、積極的に行い、また大阪市の施策に協力していただくことで、循環型社会を作り上げていくことをめざします。

また、循環資源の適正なりサイクル等を促進するため、循環的利用推進物について指定しました。

【循環的利用推進物】

- ・アルミ缶、スチール缶
- ・ペットボトル
- ・資源化可能な古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、OA紙等）

3. ごみ処理手数料の改定

平成21年6月の審議会答申を踏まえたごみ処理手数料の改定に向けた検討を進め、平成24年4月から処分手数料を10kgまでごとに58円から90円とする等の改定を実施しました。

■審議会答申（平成21年6月）と実施（予定）施策

審議会答申	実施（予定）施策	注：[] 内は開始年度
当面実施すべきごみ減量・リサイクル施策	—	
分別排出の徹底	ごみの分別に関する説明会等の継続実施 ごみゼロリーダーを中心とした「自主勉強会」の開催 [H21～] マタニティウェア等の申告制による戸別回収 [H21～] リサイクルマップの作成・掲載（ホームページ） [H21～] など	
紙ごみ対策	資源集団回収活動における奨励金の段階的引き上げ [H21～] 資源集団回収の「各戸回収方式」実施 [H22～] ※登録団体数：2,643団体 回収量：38,099トン（平成23年度実績）	
焼却工場搬入の適正化	排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進 [H21～] ○焼却工場における展開検査の強化等 ※検査台数：107,943台（平成23年度実績）	
ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ	ごみ減量市民フォーラム等の開催 [H21～] 「レジ袋削減協定」の締結 [H21～] 「事業者リサイクルコンテスト」の開催・取組の情報提供 [H21～] ごみ減量特設ホームページの開設 [H21～] など	
中・長期的な視点に立ったごみ減量・リサイクル施策	—	
中・長期的に実施・検討すべき施策	—	
資源化可能物（紙ごみ等）の搬入禁止 等	資源化可能な古紙・古布（衣類）の分別収集 [平成25年2月から段階実施] 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止 [平成25年10月から実施] ※12ページ参照	
ごみ処理手数料のあり方の検討	—	
ごみ処理手数料の改定 等	ごみ処理手数料の改定 [平成24年4月から実施] ○ごみ処理手数料 240円/10kg ⇒ 270円/10kg ○ごみ処分手数料 58円/10kg ⇒ 90円/10kg	

新たなごみ減量目標について

平成3年度ごみ処理量 217万トン 《ごみ処理量のピーク》

家庭系ごみ

- 資源ごみ・容器包装プラスチック分別収集
- 粗大ごみ収集の有料化
- 中身の見えるごみ袋の導入 等

事業系ごみ

- 大規模建築物に対する減量指導
- ごみ処理手数料の見直し
- 焼却工場における搬入物の検査指導の強化 等

平成22年度ごみ処理量 115万トン 《ピーク時からほぼ半減》

平成27年度110万トンを前倒しで達成見込み

さらに

平成27年度ごみ処理量
100万トン以下

将来的な減量目標
ごみ処理量 90万トン

- これまでの取組を継続
(分別排出の徹底など普及啓発の強化 他)
- ごみ処理手数料の改定
- 古紙類の分別収集
- 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止
(検査・指導強化含む)
- 家庭系ごみの有料化
- 将来的な人口の減少に伴うごみ量の減少
- 焼却工場に搬入する際のごみ処理手数料の改定 等

今後のごみ減量施策

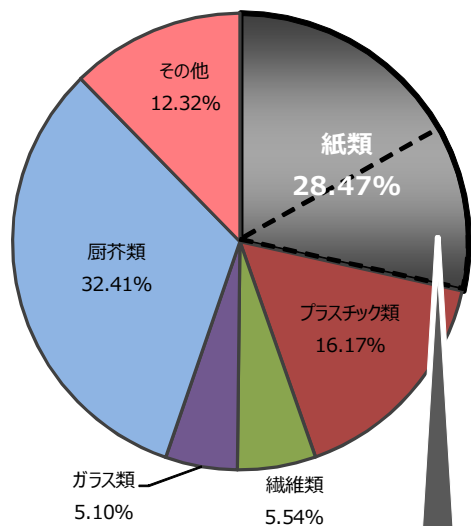
			平成22年度 実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	将来
家庭系 ごみ	既存施策 【▲2万トン】	分別排出の徹底に向けた取組（普及啓発・指導強化）	—	継続して実施			指導強化		
		資源集団回収活動の活性化	—	活動の活性化					
		紙パック・乾電池等の拠点回収の推進等	—	継続して実施					
		小物金属類の分別収集	—		試行実施	順次拡大予定			
	古紙類の分別収集【▲3万トン】		—	—	(検討)	分別収集			
	古布類の分別収集【▲1万トン】		—	—	(検討)	分別収集			
事業系 ごみ	既存施策 【▲4万トン】	特定建築物の減量指導	—	継続して実施					
		事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進等	—	継続して実施					
		事業系生ごみのリサイクル	—	継続して実施					
		手数料改定（58円⇒90円）	—	—	条例施行し改定				
	紙ごみの減量（資源化可能な紙類の搬入禁止：検査・指導強化含む）【▲7万トン】		—	—	—	(検討)	搬入禁止		
人口減に伴うごみ量の減									▲ 2万トン
ごみ処理手数料（工場搬入）値上げ									▲ 3万トン
家庭系ごみの有料化									▲ 4万トン
上記減量施策を踏まえたごみ処理量の推移			115万トン	—	—	—	—	98万トン	90万トン以下

※施策の減量効果は試算

ごみ組成率（家庭系ごみ・事業系ごみ）

家庭系ごみ量 平成22年度実績：44.3万トン

※家庭系ごみ量 = 普通ごみ・資源ごみ・容器包装プラスチック収集量の合計



資源化可能な紙類

組成率 ⇒ 11.58%

組成量 ⇒ 5.1万トン

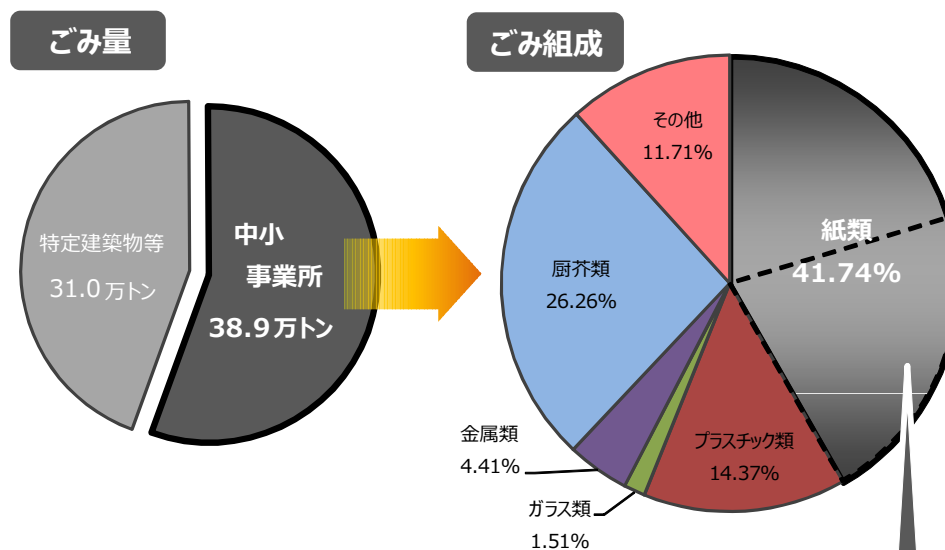
※資源化可能な紙類

新聞紙、折り込み広告、書籍類、P R誌、紙バック、段ボール

分別収集（80%） 約4.1万トン

事業系ごみ量（特定建築物等除く） 平成22年度実績：38.9万トン

※事業系ごみ量 = 許可業者収集量等から特定建築物等のごみ量を除いたもの（特定建築物は減量指導等により資源化が進んでいるため）



資源化可能な紙類

組成率 ⇒ 21.40%

組成量 ⇒ 8.3万トン

※資源化可能な紙類

新聞紙、折り込み広告、書籍・雑誌類、紙バック・段ボール、OA用紙等

焼却工場への搬入禁止（80%）

約6.7万トン

ごみ分別状況

横浜市

分別	品目
	燃やすごみ
	燃えないごみ
	スプレー缶
	粗大ごみ
缶・びん・ペットボトル	缶
	びん
	ペットボトル
	小さな金属類
	プラスチック製容器包装
	古布
古紙	紙パック
	新聞
	雑誌・その他の紙
	段ボール
	乾電池

10分別15品目

※1. 分別収集品目と重複する拠点回収品目（古紙類等）は除く
 ※2. 平成23年10月現在の分別状況

名古屋市

分別	品目
	可燃ごみ
	不燃ごみ
	発火性危険物（スプレー缶等）
	粗大ごみ
	空き缶
	空きびん
	ペットボトル
	プラスチック製容器包装
紙製容器包装	
拠点回収	紙パック

10分別10品目

※1. 拠点回収のペットボトルは除く
 ※2. 平成23年10月現在の分別状況

大阪市

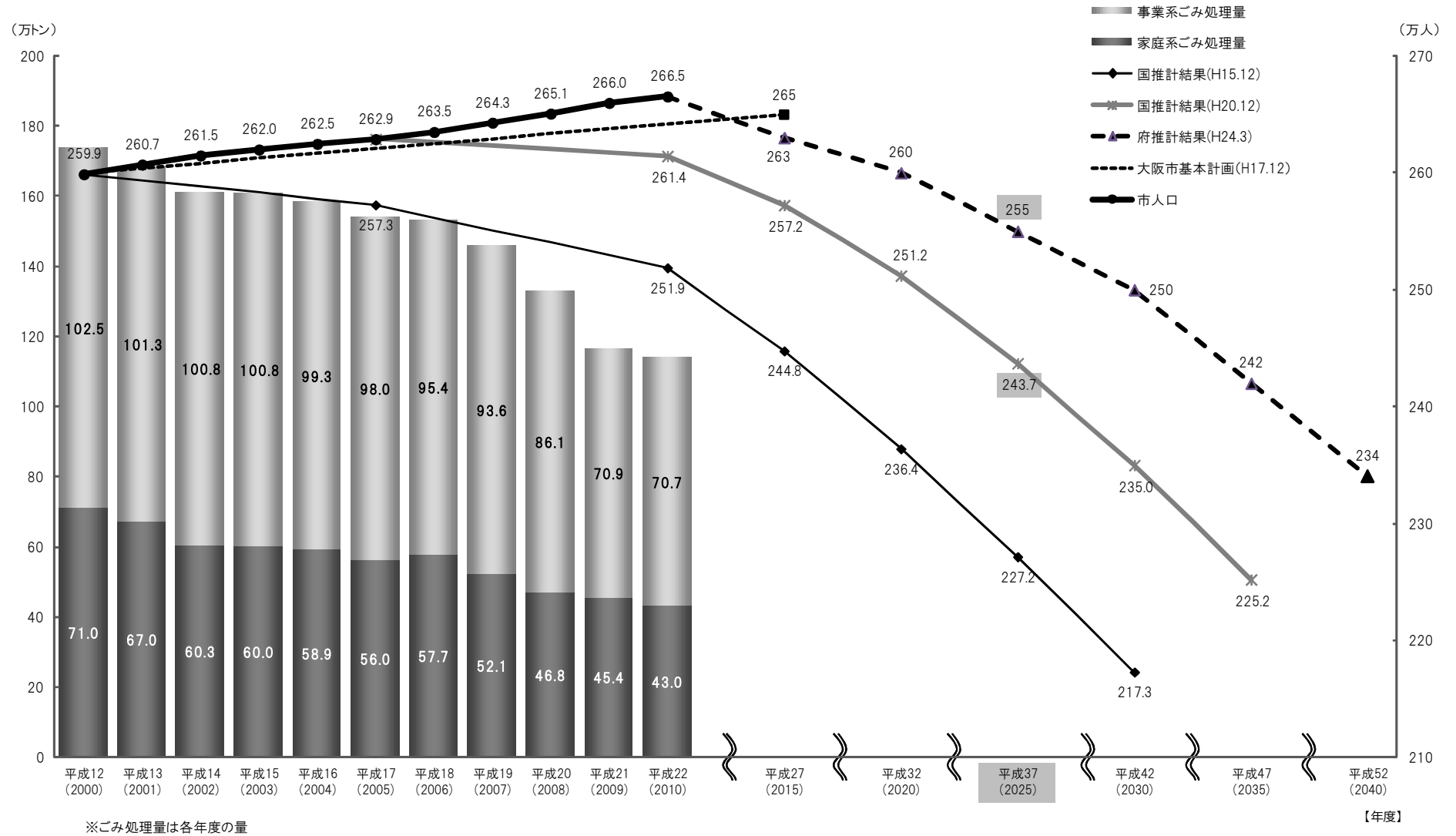
分別	品目
	普通ごみ
	小物金属類
	粗大ごみ
資源ごみ	かん
	びん
	ペットボトル
	金属製生活用品
容器包装プラスチック	
	紙パック
拠点回収	乾電池
	蛍光灯
	水銀体温計
	マタニティウェア等
古	布
古	紙

6分別13品目

8分別15品目

※1. 小物金属類は、平成23年10月から一部地域でテスト実施
 ※2. 古紙類については、現在のところ「資源集団回収活動の活性化」により、対応することとしている
 ※3. 「8分別15品目」は平成23年10月現在の分別状況に「古布」「古紙」を追加したもの

各将来推計人口等と各ごみ処理量の推移



森之宮工場の建替え計画について（ごみ焼却工場の整備・配置計画の再検討）

再検討にあたっての前提条件

① ごみ処理の広域化について

【 大都市制度改革に向けた市政方針 】

「新しい地方自治の仕組みを構築し、大阪の統治機構を根本から変える」



施策・事業を広域（都）と基礎自治体（特別区）とに役割分担

ごみの中間処理についても広範囲で実施

【 広域化の目的（効率的なごみ処理） 】

- ・ごみ焼却工場の配置・運営面における効率性
- ・一定のスケールメリットを生かしたごみ発電
- ・ごみ焼却工場の建設・運営に関する専門的知識を有する人材育成及び経験の共有化 など

【 広域化の方向性 】

○大阪府の策定した広域化計画に沿った、ブロック単位（大阪ブロック＝大阪市、松原市、八尾市）でのごみ処理体制を構築する。

○その後、ブロック間における連携を目指していくことで、広域化によるメリットを互いに享受する。

○その際、大阪ブロックが、他都市における処理体制の構築に指導的な役割を果たすことが必要。

○広域化に伴い、各都市が運営への参画等、ごみの処理の負担と責任を、公平に負うといった体制を構築していくことが重要。

なお、他都市ごみを引き受けることについてごみ焼却工場周辺住民に対する十分な説明が必要

② 新たなごみ減量目標値について

【 平成 22 年度ごみ処理量 】

○115万トン

- ・ピーク時からほぼ半減
- ・平成 27 年度 110 万トンを前倒しで達成見込み

【 平成 27 年度ごみ処理量 】

○100万トン以下

- ・これまでの取組を継続（分別排出の徹底など普及啓発の強化 他）
- ・ごみ処理手数料の改定
- ・古紙類の分別収集
- ・資源化可能な紙類のごみ焼却工場への搬入禁止（検査・指導強化含む） 等

【 将来的な減量目標 】

○90万トン

- ・将来的な人口の減少に伴うごみ量の減少
- ・家庭系ごみの有料化
- ・ごみ焼却工場に搬入する際のごみ処理手数料の改定 等

検 討 内 容

【 検討にあたっての視点 】

- ・ ごみ焼却工場が有すべき必要な焼却処理能力
- ・ 収集輸送の効率性や環境負荷の低減
- ・ 地域間の公平性（ごみ焼却工場の分散配置）
- ・ 効率的・効果的な建替え手法
- ・ ごみ焼却工場の建設から管理運営全般にかかるコスト
- ・ 投資的経費の抑制
- ・ 土地の有効活用
（土地の持つポテンシャル、都市魅力アップへの貢献）
- ・ エネルギーの有効利用

等の各観点をもとに、複数の選択肢からその優位性を総合的に判断するとともに、一層の広域化も視野に入れて検討

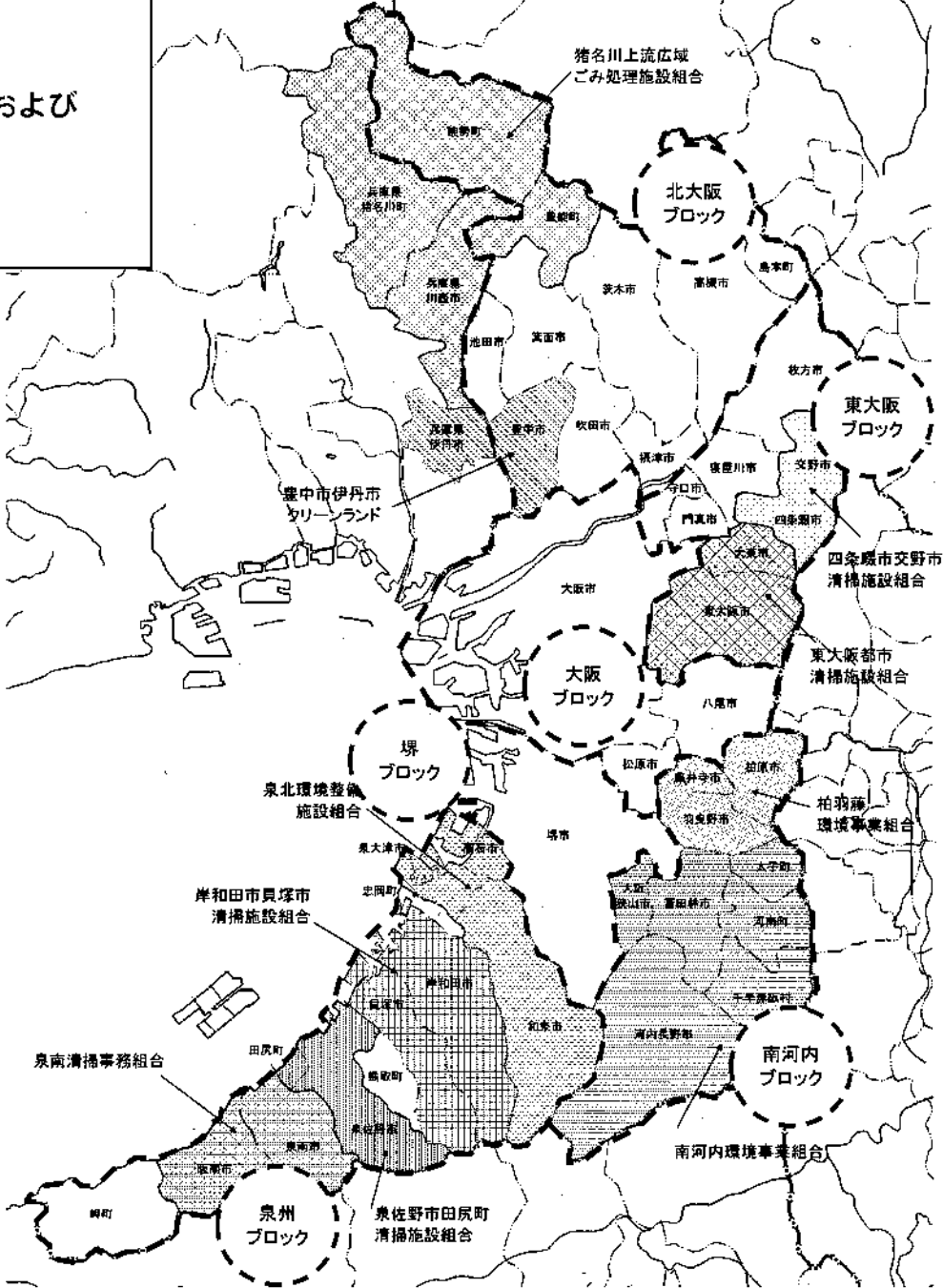
【 検討結果 】

- ごみ減量の進捗も見極めつつ、現在の9工場を6工場稼働体制とし、森之宮工場について、平成24年度末に現工場停止後の建替え計画は中止する。
- 大正工場についても、今後建替えは行わない。
- なお、稼働30年程度を基本に「住之江工場、鶴見工場においては、全面建替えではなく、現在の建物を一部流用して、内部設備（プラント設備）を更新する」手法を採用する。

【 森之宮工場建替え計画中止にあたっての課題 】

- 森之宮工場の建替えを前提とした現在の「森之宮地区資源・エネルギー循環型まちづくり」計画は見直し、新たなまちづくり構想の策定が必要。
- 森之宮工場建替計画に伴う環境調査（環境アセスメント）業務委託については契約を解除する。

【参考】
大阪府ごみ処理広域化計画および
大阪府下の清掃組合



■ 資源化可能な紙ごみ等の減量・リサイクルの取組

これまで、大阪市における紙ごみの減量に関しては、家庭系ごみは資源集団回収の活性化、事業系ごみは大規模建築物の減量指導を中心に取組を進めてきました。しかし、今後のさらなるごみ減量・リサイクルの推進に向け、新たな紙ごみ対策等を実施します。

資源化可能な古紙・古布（衣類）の分別収集

家庭から排出される資源化可能な古紙・古布（衣類）の分別収集を実施します

《対象品目》

新聞・段ボール・紙パック・雑誌・その他の紙・衣類

《実施時期》

平成25年2月から 北区・都島区・中央区・浪速区・東成区・生野区 で実施

平成25年10月から 全区 で実施

資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

事業所から排出される資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止を実施します

《対象品目》

新聞・段ボール・紙パック・雑誌・OA紙・シュレッダー紙・その他の紙

※機密書類含む

《実施時期》

平成25年10月から

経営形態の見直し検討項目(A項目) 基本的方向性(案)

平成24年6月19日

大阪府市統合本部事務局

経営形態の見直し検討項目（A項目）《一般廃棄物》

現状（事業分析からみた視点）

1. 現在の運営形態

- ごみ収集輸送事業
 - ・直営（10 環境事業センター＋1 出張所）で実施
（一部、粗大ごみ収集において民間委託を実施）
 - ・従事職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）
2,125 人〔内訳：（行政等）137 人（技能）1,988 人〕
- ごみ焼却処理事業
 - ・直営（9 工場）で実施
 - ・従事職員数（平成 24 年 4 月 1 日現在）
636 人〔内訳：（行政等）94 人（技能）542 人〕

2. 運営（経営）状況等

- ごみ収集輸送事業
 - ・平成 22 年度決算（一般会計ベース）で 209 億円
 - ・そのうち 190 億円（約 91%）が人件費、13 億円が物件費
また、公債費の償還金は 6 億円
 - ・財源としては 205 億円（約 98%）が税負担
- ごみ焼却処理事業
 - ・平成 22 年度決算（一般会計ベース）で 201 億円
 - ・そのうち焼却処分費が 192 億円。埋立処分費が 9 億円
 - ・焼却処分費のうち 62 億円（約 30%）ずつが人件費・物件費、
また、焼却工場建設にかかる公債費の償還金は 68 億円
 - ・手数料収入、売電収入等で 92 億円の歳入（差引税負担：109 億円）

3. 事業分析からみた視点（現状が最適と言えるか）

- ごみ収集処理事業の現状（平成 22 年度）
 - ・一般廃棄物処理量 114.9 万トン（平成 3 年度ピークと比較して▲47%）
分別収集の推進等により、更なる減量化が見込まれる。
（将来的な目標：一般廃棄物処理量 90 万トン）
- ごみ収集輸送事業
 - ・他都市と比較すると、収集輸送原価はほぼ平均並みである。
 - ・主に直営で事業を実施し、民間委託も退職不補充にあわせて行っている。
スピード感をもった一層のコスト削減に向けて運営形態の
変更を検討
- ごみ焼却処理事業
 - ・主に直営で事業を実施している。
 - ・他都市と比較すると、処理処分原価は低い。

【クリアすべき課題】

- ごみ収集輸送事業の運営形態
 - ・民間活力の導入可能性と現業職員の非公務員化の検討
- ごみ焼却処理事業の運営形態
 - ・広域化の視点から、焼却工場の建設や運営管理について、更なるコ
スト削減のため、全部委託や一部委託の活用、PFI 等の活用を検討
する。

基本的方向性（案）	工 程
<p>○ ごみ収集輸送事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受皿組織設立時に現業職員を移管し、非公務員化を図る。 ・その後、業者育成を図りつつ民間委託も拡大し、5～10年程度で完全民間化（市場開放・競争化）を図る。 <p>○ ごみ焼却処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ量の推移に基づき、工場稼働体制を見直し、民間運営や民間委託を推進する。（9工場体制から6工場稼働体制へ） ・今後の焼却工場の建設にあたっては民間企業の参画を得るDBO方式（※）等を活用。 <p>（※）DBO方式：公共が資金調達を行い、民間事業者が施設を設計・建設及び契約で定められた期間中、維持管理・運営等をする方式。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面、府域における「広域化計画」に沿ったブロック単位（大阪ブロック＝大阪市、八尾市、松原市）で、ごみ処理体制（一部事務組合）を構築する。 <p>【期待できる効果】</p> <p>○ ごみ収集輸送事業</p> <p>この事業の完全民間化（市場開放）が図られたと仮定した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約79億円の税負担の削減 <p>※受皿組織への委託ではなく、民間への完全競争入札と仮定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員約2,000人を非公務員化 <p>○ ごみ焼却処理事業</p> <p>工場の建設や運営について、効率化、民間運営や民間委託を順次実施した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約73億円の税負担の削減 ・一部事務組合へ職員を移管 ・約380人の職員数を削減 	<p><平成24年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ収集輸送事業 <ul style="list-style-type: none"> ・運営形態変更に向けての課題整理（職員の身分移管など） ・受皿組織における民間活力の導入手法の検討 <small>*受皿組織設立に係るPTの設置</small> ○ ごみ焼却処理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・広域化の視点から一部事務組合設立に向けた具体的な課題の検討 ・森之宮工場停止
	<p><平成25年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ収集輸送事業 <ul style="list-style-type: none"> ・上記課題の解消、受皿組織の具体化（設立手続き等） ○ ごみ焼却処理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合の設立手続き
	<p><平成26年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ収集輸送事業 <ul style="list-style-type: none"> ・受皿組織の設立及び現業職員の移管（非公務員化） ○ ごみ焼却処理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合へ移行 ・大正工場停止
	<p><平成27年度（新たな大都市制度移行時）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ収集輸送事業 <ul style="list-style-type: none"> ・受皿組織による家庭系ごみ収集輸送業務の遂行 ○ ごみ焼却処理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・住之江工場停止 6工場稼働体制へ ・新たな大都市制度に応じ、一部事務組合の組織改変

「大阪市一般廃棄物処理基本計画〔改定計画案〕」のイメージ

計画目標

■ごみ処理量

平成27年度：**100**万トン以下

〔将来的な目標：**90**万トン〕
(平成37年度を目標)

〔現行計画目標：110万トンから▲10万トン〕

■計画期間

平成24年度から平成27年度までを基本とする

基本方針と主な取組

「さらなる3Rの推進」と「運営形態の抜本的改革」

《基本方針1》 3Rの推進

- 資源化可能な古紙・古布（衣類）の分別収集
- 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止
- 3Rの取組の強化 など
- さらなるごみ減量をめざす施策の検討
家庭系ごみの有料化・焼却工場に搬入する際のごみ処理手数料の改定の検討 など

《基本方針2》 市民・事業者との連携の推進

- 分別排出の徹底（普通ごみに分別収集品目が混入していた場合の残置等の検討）
- 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進（焼却工場における展開検査の強化等）
- まちの美化の推進
- 路上喫煙対策の推進 など

《基本方針3》 民間化・広域化の推進

- 「民でできることは民へ」の観点から「ごみ収集輸送事業」の民間化
- 「広域化によるさらなる効率化」の観点から「ごみ焼却処理事業」の広域化・民間活用
など
- 運営形態の抜本的改革により一層のコスト削減を図る

《基本方針4》 適正処理の推進

- ごみを適正に処分するための安全かつ安定した処理処分体制の維持
- 6工場稼働体制への移行

《基本方針5》 環境への配慮

- 廃棄物処理事業における環境負荷の低減
- 焼却余熱エネルギーの有効利用 など

※今後、計画案をとりまとめ、本年12月頃の計画改定を予定している。